

緩和ケア関連団体会議規約

(設置)

第1条 緩和ケアの普及啓発を目指し、緩和ケアに関連する学術団体の連携のもと、緩和ケア普及啓発活動の今後のあり方等について協議するため、「緩和ケア関連団体会議（以下「本会議」という。）」を開催する。

(組織)

第2条

1. 本会議は、以下の緩和ケアに関連のある18学術団体から推薦された構成員をもって組織する。
2. 一般社団法人 日本がん看護学会、一般社団法人 日本がんサポートケア学会、一般社団法人 日本癌治療学会、一般社団法人 日本緩和医療薬学会、一般社団法人 日本サイコオンコロジー学会、一般社団法人 日本在宅医学会、一般社団法人 日本在宅医療学会、一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人 日本ペインクリニック学会、一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会、一般社団法人 日本老年医学会、公益社団法人 日本放射線腫瘍学会、公益社団法人 日本麻酔科学会、公益社団法人 日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会、特定非営利活動法人 日本ホスピス緩和ケア協会、特定非営利活動法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会、日本死の臨床研究会
3. 団体に参画、離脱を希望する場合には、緩和ケア関連団体会議にて決議する。

(開催)

第3条

1. 本会議は原則として年2回開催する。
2. 開催に関わる会場費および事務委託費などは日本緩和医療学会が負担する。
3. 本会議出席に掛かる費用は原則、各学術団体の負担とする。

(協議事項)

第4条 本会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 緩和ケアの普及啓発に関すること
- (2) 緩和ケアの普及啓発に取り組む関連団体の連携強化に関すること
- (3) その他、必要と認める事項

(議長)

第5条 本会議の議長は、日本緩和医療学会理事長とする。

(構成員)

第6条

1. 各団体の長が任命した者1名を構成員とする。
2. 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときには、その代理者を本会議に出席させることができる。

(議決)

第7条

1. 1団体につき1議決権を有する。
2. 決議は、出席構成員の過半数をもって行なう。

(事務局)

第8条 本会議の事務局は、日本緩和医療学会事務局内に設置し、所在地は下記とする。

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会事務局

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目4-8 日栄ビル603B号室

(規約の改定)

第9条 規約の改定は、本会議での審議、承認決議を経て行なう。

附則

1. この規約は、平成29年6月24日から施行する。